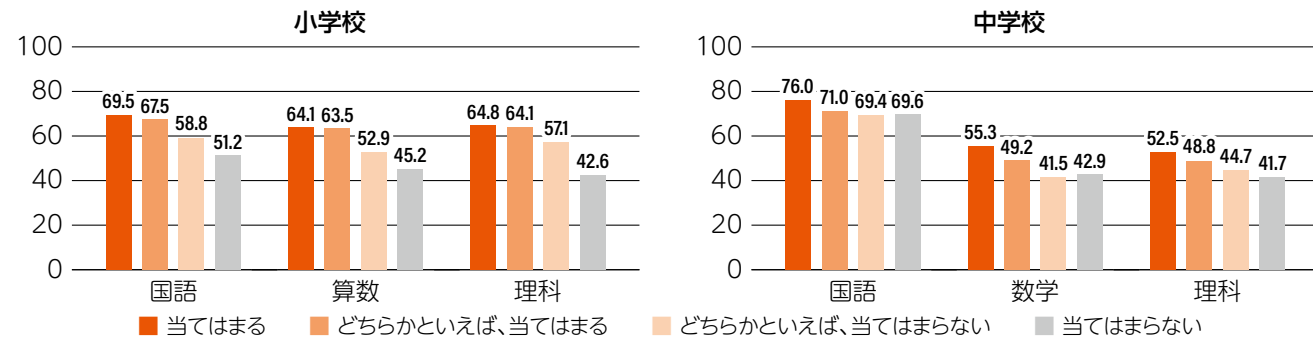
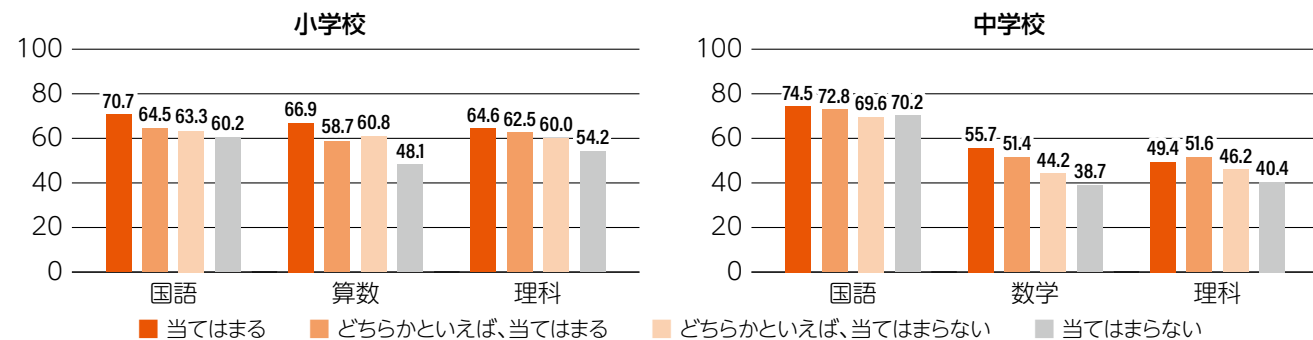


「主体的な学び」「探究的な学び」と学力の関係

○「前の学年までに受けた授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいましたか」に肯定的に答えた児童生徒の方が、教科の平均正答率が高い傾向がみられました。



○「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」に肯定的に答えた児童生徒の方が、教科の平均正答率が高い傾向がみられました。



児童生徒の主体的で探究的な学びを大切にします

「主体的」「探究的」な学びは、教科の得点に影響する上の4つのグラフは、「主体的な学び」および「探究的な学び」と教科学力との関連を調べたものです。

いずれの教科においても、課題に主体的に取り組んでいると答えた子どもの正答率が高い傾向がみられます。また、自分で課題を立てて探究的に学んでいると答えた子どもの正答率も高い傾向がみられます。

この傾向は、国全体の結果でも同様に確認されています。主体的に学ぶこと、探究的に学ぶことの重要性が、改めて示されています。

今後の学力向上の取り組み

現代は、社会の在り方が劇的に変化する「予測困難な時代」と言われます。子どもたちが豊かな未来を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要です。「主体的な学び」や「探究的な学び」は、これから求められる資質能力を育む重要な要素であると考えられています。

「主体的な学び」の原動力は、問いです。「なぜ?」「どうして?」という素朴な疑問から問いは生まれます。学校では、子どもたちの「なぜ?」「どうして?」という疑問を大切に、子どもたちが主体的に学ぶ授業づくりを進めていきます。

「探究的な学び」も課題の発見から始まります。日常生活や教科の学習活動のなかで課題を見つけるところから探究は始まります。探究的な学びを深めていくために、「予想通りにならなかったのはなぜか」、「疑問を解決するために必要な情報は何か」というように、結果から問いを広げ、子どもたちが試行錯誤する時間を大切にします。

「探究的な学び」には、子ども同士や保護者・地域の方々との協働が欠かせません。多様な他者と協働することで、他者を価値ある存在として尊重する心や、地域を構成する一員である意識を育むことにつながります。

今後も、家庭・地域と学校が連携し、子どもたちが地域から学ぶ学習活動を通して、確かな学力の育成をめざします。引き続き、ご支援ご協力をお願いします。

「全国学力・学習状況調査」および「丹波篠山市学力・生活習慣状況調査」の結果をお知らせします

教育研究所 ☎552-5824

「全国学力・学習状況調査」(以下、全国調査)および市内の小学5年生から中学3年生を対象に「丹波篠山市学力・生活習慣状況調査」(以下、市調査)を実施しました。結果の概要と学力向上の取り組みについてお知らせします。※調査により測定できるのは、学力の一部です。

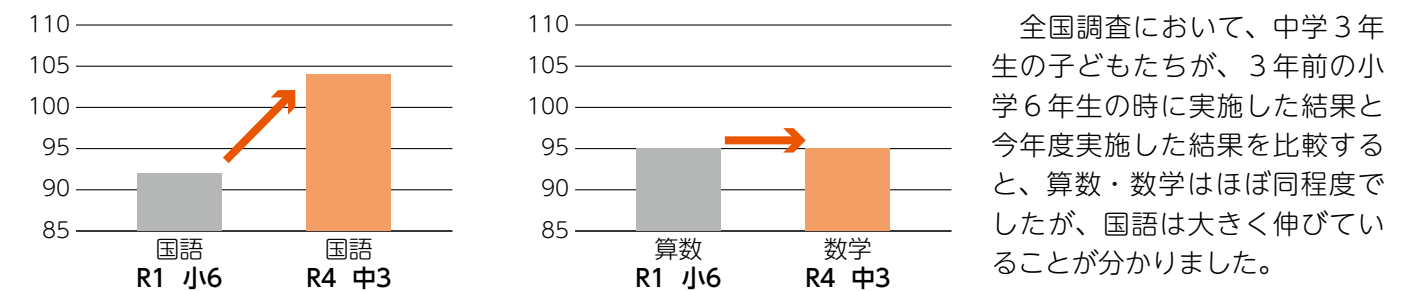
教科に関する調査

中学2年生の数学で全国値を上回りました。そのほかの各教科の平均正答率は±5ポイント以内で同程度の範囲にあります。

	小5	小6	中1	中2	中3
国語	±0	±0	+1	+2	+3
算数・数学	-1	-2	+2	+5	-2
理科		-1			±0

※小学5年生および中学1・2年生は市調査、小学6年生および中学3年生は全国調査。
※数値は、全国平均と比較(市の平均正答率-全国平均正答率)しています。

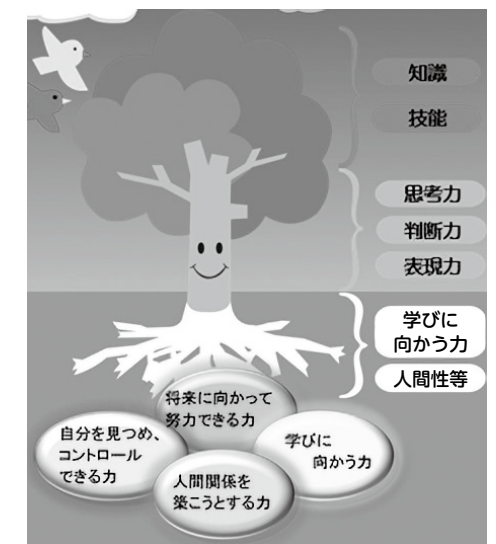
中学3年生が小学6年生だった時との比較(全国調査)【全国を100とした本市の値】



学力向上に向けた本市の視点 環境を整え、学びの根っこを育もう!

市では、子どもたちに育む学力を「一本の樹」と捉えて取り組んでいます。「葉」は「知識や技能」、「幹」は「思考力・判断力・表現力」、「根」は「学びに向かう力・人間性等」と捉えています。この学力の樹が育つ「土壌の栄養分」として、「4つの力」を育むことを重視しています。「4つの力」を育み、栄養たっぷりの土づくりをして、学力の樹を大きく元気に育てることをめざしています。

また、「学力」を「個人の力」としてだけでなく、「集団に属する力」として捉え、学級や学校で子どもたちが協働的に学び合う土台となる人間関係や学級風土など集団の状態も重視しています。さらに、学校・家庭・地域の連携による「知の森」づくりを通じて、子どもたちの学力を向上させることをめざします。



教育研究所
ホームページ

ゆめ力

将来に向かって
努力できる力

自分力

自分を見つめ、
コントロールできる力

つながり力

人間関係を
築こうとする力

学び力

学びに向かう力

日=とき、場=ところ、内=内容、講=講師、対=対象、定=定員、¥=参加費、期=申込期限・期間、申=申し込み方法、問=問い合わせ、HP=ホームページ

令和5年2月19日（日）は市長選挙および市議会議員補欠選挙の投票日

選挙管理委員会事務局 ☎552-5116

令和5年2月24日に任期満了を迎える丹波篠山市長選挙および現在欠員3人と
なっている市議会議員補欠選挙を次のとおり執行します。私たちの日々の暮らしと密
接なつながりを持ち、市政の行方を左右する重要な選挙です。大切な一票を有効に生
かすため、皆さんそろって投票しましょう。



デカンショめいすいくん

選挙日程

告示日 令和5年2月12日(日)

選挙期日 令和5年2月19日(日)

立候補
予定者
説明会

日時 令和5年1月11日(水) 14時～
場所 市役所第2庁舎3階2-301・302会議室
出席者 立候補予定者またはその関係者(1候補者につき2人以内)
その他 ・説明会へ出席予定の方は、あらかじめ選挙管理委員会事務局までご連絡ください
・当日は、立候補の届け出などに必要な書類をお渡しします

60歳未満の農家の皆さんへ 農業者年金に加入しませんか？

農業委員会事務局 ☎552-6909

農業者年金の特徴

少子高齢化にも強い年金

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取
れる年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」年金。加入
者・受給者の数に左右されにくい年金です。

加入要件は、年間60日以上
農業に従事し、国民年金の第1号被
保険者(保険料免除者を除く)で、60歳
未満の方です。農地の権利名義を持た
ない配偶者や後継者などの家族農
業従事者も加入できます。



保険料の額が自由に決められる

月額2万円から6万7千円までの間で千円単位の選択ができます。
経営状況や生涯設計に応じていつでも見直し可能です。

終身年金で80歳までの保証付き

農業者老齢年金は、65歳から受給開始で生涯受け取れるだけでなく、希望すれば60歳からの繰り上げ受給も選
べます。仮に加入者・受給者が80歳未満で亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった老齢年金
額(現在価値相当額)が死亡一時金として遺族に支給されます。

税制面で大きな優遇

支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節約ができます。また、基金を運用して
得られる運用益および、将来受け取る農業者年金(老齢年金・特例付加年金)は公的年金等控除の対象のため、65
歳以上の方であれば公的年金などの合計額が110万円までは全額非課税です。

保険料の国庫補助

39歳未満の認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族
経営協定を結んだ配偶者・後継者など、一定の条件を満たした方は
保険料の国庫補助(月額最高1万円)を受けられます。

全国農業新聞を購読しませんか

・毎週金曜日発行 ・月額700円
・購読の申し込みは農業委員会事務局へ

丹波篠山市功労者表彰

市政のさまざまな分野で功績のあった皆さんを表彰しました

秘書課 ☎552-5109

市政のさまざまな
分野で功績のあつ
た皆さんをたたえ
る「丹波篠山市功労
者表彰式」を11月3
日、丹南健康福祉セ
ンターで行いまし
た。受賞されたのは、
自治・福祉などの分
野から、次の皆さん
です(敬称略)。



自治功労

- ・中村貴子(二階町) = 教育委員として
- ・柳本松野(東吹) = 酒井貞子人材育成基金運用審
査会委員として
- ・故 西瀧弘(野中) = 自治会長会会長として
- ・佐古田誠(丸山) = 自治会長として
- ・内藤宗勝(野々垣) = 自治会長として
- ・新藤力(福住) = 自治会長として
- ・中西肇(犬飼) = 自治会長として

産業功労

- ・園増亮介(立町) = 商工会会長として
- ・川口良弘(北) = 篠山中央地区企業誘致推進連絡
協議会会長として

教育功労

- ・西井一雄(波賀野新田) = 学校医・園医として
- ・天野茂雄(宝塚市) = 学校歯科医・園歯科医として
- ・大野勝彦(東本荘) = 学校薬剤師・園薬剤師として
- ・田中和宏(三田市) = 学校薬剤師・園薬剤師として

福祉功労

- ・西井一雄(波賀野新田) = 丹波篠山市国民健康
保険運営協議会委員として
- ・一般社団法人丹波篠山市医師会 = 地域住民の
身近なかかりつけ医、救急医療、地域保健、
新型コロナ対応などに寄与
- ・畑史郎(火打岩) = 身体障害者相談員として
- ・西垣浩美(南新町) = 知的障害者相談員として

ふるさと功労

- ・中塚雅也(大阪府和泉市) = 農都丹波篠山の地
域づくり、神戸大学との地域連携や人材育成
の拠点づくりなどに寄与
- ・福の里農業小学校 = 都市部と農村や世代間の
交流、農業体験など地域振興に寄与

寄付功労

- ・原田誠(東京都八王子市)
- ・内藤正啓(愛知県豊橋市)
- ・加久田保(野中)
- ・株式会社小田垣商店(立町)

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が送付されます

西宮年金事務所 ☎0798-33-2944 / 医療保険課 ☎552-7103

社会保険料(国民年金保険料)は、納付した全額が所得
税と住民税の控除対象です。この控除を受けるには、保
険料を納付したことを証明する書類の添付が必要です。

控除証明書の送付時期

○1月1日から9月30日までの間に納付された方 = 順
次発送中

○10月1日から12月31日までの間に納付された方 =
令和5年2月上旬

※年末調整や確定申告まで、大切に保管してください。
万が一、控除証明書を紛失された場合は再発行でき
ますので、基礎年金番号などをお確かめの上、西宮
年金事務所へお問い合わせください。

日 = とき、場 = ところ、内 = 内容、講 = 講師、対 = 対象、定 = 定員、¥ = 参加費、
期 = 申込期限・期間、申 = 申し込み方法、問 = 問い合わせ、HP = ホームページ

－ 住民税非課税世帯などへ1世帯当たり5万円を給付します －
電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金

住民税非課税世帯等臨時特別給付金室 ☎554-3101 (平日の8:30～17:15)

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に、1世帯あたり5万円を給付します。

対 ①または②に該当する世帯

① 住民税非課税世帯

※下記の全ての要件を満たす方が対象となります。

- 1) 基準日(令和4年9月30日)時点で丹波篠山市に住民票がある世帯である
- 2) 世帯の全員が令和4年度分の住民税(令和3年中の収入を基に算定)が非課税である
- 3) 世帯の中に令和4年度住民税課税者に扶養されている者がいない

② 家計急変世帯

※下記の全ての要件を満たす方が対象となります。

※①住民税非課税世帯に該当する世帯は除く。

- 1) 基準日(令和4年9月30日)時点で、全国のいずれかの市町村に住民票がある世帯である
- 2) 申請日時点で丹波篠山市に住民票がある世帯である
- 3) 予期せず、令和4年1月から12月までの収入が減少し、世帯全員のそれぞれの年収見込額が非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯で、世帯の中に令和4年度住民税課税者に扶養されている者がいない

帯の中に令和4年度住民税課税者に扶養されている者がいない

※DVなどで避難している方も、避難先で給付金を受給できる場合があります。

支給額 1世帯当たり **5万円**

支給手続き

- ①に該当する可能性がある方には、11月下旬以降に確認書を郵送する予定です。記載内容を確認の上、必要事項を記入し、返送してください
- ②に該当すると思われる方は、申請が必要です。12月以降に上記まで問い合わせてください

期 令和5年1月31日(火)必着

支給時期

- ①の方へは、確認書の内容を確認後1カ月程度で指定口座に振り込みます
- ②の方へは、申請に基づき審査の上、決定後1カ月程度で指定口座に振り込みます

申請はお済みですか？ 子育て世帯生活支援特別給付金

社会福祉課 ☎552-7101

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金(児童1人につき**5万円**)を支給しています。申請が必要な支給対象者でまだ申請をされていない方は、申請期限までに申請してください。なお、申請済みの方、申請不要で給付金をすでに受給されている方は申請しても受給できませんのでご注意ください。

ひとり親世帯分

対 次のいずれかに当てはまる方

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者(令和4年3月までに申請し、認定を受けた方)
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない方
- ③ ①②に該当しないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方

期 令和5年2月28日(火)

※令和4年4月分の児童扶養手当受給者へは支給済みです。



ひとり親世帯以外の子育て世帯分

対 次の①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。)

- ① 令和4年3月31日時点で18歳未満(障がいがある場合は20歳未満)の児童を養育する父母等 ※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象です。
- ② 令和4年度住民税(均等割)が非課税の方、または令和4年1月1日以降に家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

期 令和5年3月15日(水)

※令和4年4月分の児童手当受給者(公務員除く)で非課税の方へは支給済みです。



消防本部からの
お知らせ

知っておこう！身の周りにおける危険物

vol.1

消防本部予防課 ☎594-1118

私たちの身の周りには、危険物と言われる物がたくさんあります。一般的には火が付きやすかったり、爆発したり、人体に有害であったりするなどの危険性を持っている物質を総称して危険物と呼んでいます。

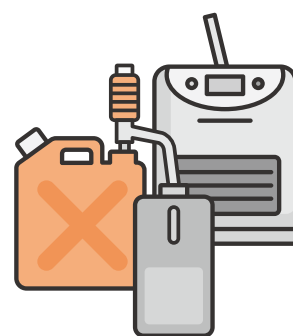
これらの物質は、安全を確保するためにさまざまな法令によって規制され、消防法もその法令の一つです。

消防法では火災の危険性に着目して、火が付きやすい物質や他の物質と混ぜたときに燃焼を促進する物質などを規制しています。



ガソリンスタンド(給油取扱所)は最も身近な危険物施設です

私たちの身の周りにおける危険物



灯油



オリーブオイル



アルコール除菌液



マニキュア、除光液



花火



ペンキ



ランタンに使う燃料



農薬

危険物は、正しく扱えば大変便利なものですが、誤った取り扱いをすると、大きな事故を引き起こします。正しい使い方を身に付けるようにしましょう。今回は、危険物の届け出が必要な数などについて、お話しします。

日=とき、場=ところ、内=内容、講=講師、対=対象、定=定員、¥=参加費、期=申込期限・期間、申=申し込み方法、問=問い合わせ、HP=ホームページ